

2004 年 10 月 年 金制度改革概要

動向

ブラジル

地域研究センター 近田 亮平

最高裁は 7 対 4 の賛成多数で、退職公務員からの年金保険料の徴収が合憲であるとの判断を下した。今回、前カルドーゾ政権では違憲判断が下されたため実現しなかった退職公務員からの保険料徴収が合法的に認められたことは、ルーラ政権の年金改革における最大の功績の一つといえる。しかしながら、保険料納付義務が発生する金額の上限は R\$1,505.17 から R\$2,508.72 へと引き上げられた。政府の暫定的な計算によると、年金保険料納付義務金額の上限引き上げにより、保険料納入義務者数は 245,271 人から 127,035 人へと 118,236 人減少する。また、年間の保険料徴収額は R\$8 億 7,560 万から R\$8 億 1,080 万へと約 R\$6,500 万減額する見込み (Agência Brasil:8/18,20)。

年金改革修正案の草案者 Jose Pimentel (PT-CE) 下院議員は、上院で可決された州公務員の年金支給額の上限 (知事: R\$14,300、最高裁裁判官の給与の 75%。司法・行政・立法府職員: R\$17,225、同 90.25%) 及び市公務員の上限 (人口 50 万人以上の市: 知事と同様。人口 50 万人未満の市: R\$9,557、同 50%) に関して、この上限額のままでは現行の上限額 (州下院議員: R\$9,600、連邦下院議員の給与の 75%。市議会議員: 州下院議員の 20% ~ 75%) よりも増額されることになり、地方政府の財源がこれらの増額をまかなうだけの余裕がないとの反対意見が既に出ていると述べた (3 月 26 日)。

	現行	憲法修正案: PEC41
現役公共労働者		
年金受給年齢	男性: 53 歳 (98 年以降就職: 60 歳) 女性: 48 歳 (98 年以降就職: 55 歳)	男性: 60 歳 女性: 55 歳
保険料納入期間	男性: 35 年 女性: 30 年 保険料: 保険料納入期間 (35/30 年) に足りない分の保険料を 20% 増しで支払えば可	男性: 35 年 女性: 30 年
勤続年数	10 年	20 年
一定キャリア在職年数 (carreira)	なし	10 年

最終役職在職年数 (cargo)	5 年	5 年
支給金額	退職時給与全額 (integralidade)	例外として上記必要条件を満たす者のみ退職時給与全額 (integralidade)
支給金額上限	なし	連邦：R\$17,343 (=最高裁判官) 州：行政府 = 知事、立法府 = 下院議員、司法府 = 最高裁判官の 90.25% 市：市長
年金支給額調整	現役者の給与の増額に合わせた調整 (paridade)	基準に関しては、通常法律で決定予定
保険料	給与の 11%	給与の 11%
退職後の保険料 納入義務	なし	R\$1,200 (州と市) または R\$1,440 (連邦) を超える支給額の 11%
早期年金受給制度	なし	(1)98 年 12 月 15 日以前に就職。保険料納入期間 (35/30 年) 未終了。 早期受給可能年数：7 年 (53/48 歳) 勤続年数：5 年間 保険料：保険料納入期間 (35/30 年) から 98 年 12 月 15 日時点の払い済み保険料納入期間を引いた保険料を 20% 増しで支払う 支給額：2005 年 12 月 31 日までに申請=>年 3.5% の減額支給。2006 年 1 月以降=>年 5% の減額支給。 年金支給額調整：物価上昇に合わせた調整 (paridade の適用外) (2)既に保険料納入期間 (35/30 年) が終了している受給年齢以前の人 = 支給額は通常通り。下記以外は(1)に同じ。 保険料：部分受給 (必要条件不足による減額支給) の場合のみ 40% 増し。 年金支給額調整：現役者の給与の増額に合わせた調整 (paridade)
部分受給	98 年 12 月 15 日以前に就職 (男性/女性) 年金受給年齢：53/48 年 保険料納入期間：30/25 年 (保険料納入期間に足りない分の保険料を 40% 増	部分受給の制度自体は維持するものの、98 年 12 月 15 日以前に就職した人だけに適用される左記条件は廃止。

	しで支払えば可) 最終役職在職年数：5年	
特別勤続手当	保険料納入期間を満した た場合、年金受給年齢に 達するまで保険料免除	年金受給年齢前に受給条件を満し、継続勤 務する場合、強制退職（70歳）まで給与の 11%を支給（=保険料の免除）
	現行	憲法修正案：PEC41
将来公共労働者：記載のない場合は現役公共労働者と同じ		
支給金額	退職時給与全額 (integralidade)	納入保険料合計の平均
支給金額上限	なし	上限 R\$2,400 (INSS) それ以上は、今後設立される任意積立年金
年金支給額調整	現役者の給与の増額に合 わせた調整 (paridade)	物価上昇に合わせた調整 (paridade の適用 外)
	現行	憲法修正案：PEC41
退職公共労働者		
保険料	なし	R\$1,200 (州・市)、R\$1,440 (連邦) を超え る支給額の 11%
支給金額	退職時給与全額 (integralidade)	退職時給与全額 (integralidade)
年金支給額調整	現役者の給与の増額に合 わせた調整 (paridade)	現役者の給与の増額に合わせた調整 (paridade)
	現行	憲法修正案：PEC41
遺族年金		
支給金額	死亡者の老齢年金受給額 と同額	R\$2,400 を超える部分は 30% の減額支給
	現行	憲法修正案：PEC41
民間労働者		
保険料	R\$205.63	R\$262
支給額	R\$1,869.34	R\$2,400
特別制度	なし	年金を受給できない低所得労働者 (1870 万 人) が年金として 1 最低賃金を受給できるよ うな新たなシステムを導入する予定

(出所) 連邦上院議会 HP, Serviço Especial-Reforma da Previdência, 13/12/2003

Ministério da Previdência Social, Informe de Previdência Social, 4/2003, Vol.15, No.4

Ministério da Previdência Social HP, A Nova Previdência do Servidor

最近の動向に関する情報は研究者個人の見解であり、あり得る過ちは全て執筆者個人に帰するもので、アジア経済研究所の見解を示したものではありません。また、これらの情報および写真画像の無断転載を一切禁止します。